

○財務省告示第七十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年五月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法 各申込みのうち応募価格の高い
価格競争

八	最	振替単位	五万円
者・第 I 種入札発競争	低額面金	振替単位	五万円
十	一	発競争	平成二十九年五月十五日
口	イ	入札発競争	十額格十額格 十四銭 額面金額百円につき九十九円五
十	十	行争非者特	年〇・八パーセント
三	二	利過	募入決定の通知を受けた者は、
の経	払過	み子率	り算出した金額を第二号に規定す
十	初	期	$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{56}{365}$
利	子	子	平成二十九年九月二十日を支払
期が銀行休業日に当たるとき	た金額を支払う。ただし、支払	期とし、次の算式により算出し	平成二十九年九月二十日を支払

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、
各
支
払
期
にお
い
て、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う。
平
成
五
十
九
年
三
月
二
十
日
平
成
五
十
九
年
三
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
日
本
銀
行
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
平
成
二
十
九
年
五
月
十
五
日

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$